



PF0A 又はその塩等を第一種特定化学物質への指定の公布について

2021年4月21日に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されました。

政令の概要

(1) 第一種特定化学物質の指定

化審法第2条第2項に規定された第一種特定化学物質として、「2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール」及び「PF0A 又はその塩」が指定されました。

(2) 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品の指定

第一種特定化学物質となる「PF0A 又はその塩」が使用されている場合に輸入することができない製品として、以下の製品が指定されました。

- ①耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙
- ②はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
- ③洗剤
- ④半導体の製造に使用する反射防止剤
- ⑤塗料及びワニス
- ⑥はつ水剤及びはつ油剤
- ⑦接着剤及びシーリング用の充填剤
- ⑧消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
- ⑨トナー
- ⑩はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
- ⑪はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
- ⑫床用ワックス
- ⑬業務用写真フィルム

(3) 第一種特定化学物質が使用されている場合に取り扱い等に係る基準に従わなければならない製品の指定

取り扱い時に国が定める技術上の基準に従わなければならない製品として、当分の間、「PF0A 又はその塩」が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が定められました。

施行期日は、2021年10月22日となります。

当社では、PFOS や PF0A の分析に対応しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2021年4月16日付 経済産業省ニュースリリース](#)
2021年4月21日付 官報

分析技術箇所 長谷川知草

2019 年水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理に関する報告について

環境省は2021年3月30日に2019年水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理に関する報告が成されました。

これは水銀汚染防止法に基づくもので、水銀等の貯蔵者や水銀含有再生資源の管理者に対し、水銀等による環境の汚染を防止するために適正な措置を講じる事を求めることに加え、貯蔵や管理の状況について主務大臣に定期的に報告を求めています。

報告の対象は、貯蔵に関しては年度において水銀の貯蔵者が管理する最大貯蔵量が30kg以上である事業所が報告を行い、水銀含有再生資源の管理は事業所が年度内に保管、運搬・処分作業などの管理を行なった場合になります。

今回は3回目の報告となり、対象期間は2019年4月1日から2020年3月31日です。水銀の貯蔵に関して報告を行なった事業者は全国で79事業所、貯蔵された水銀の総量は47,915.0kgでした。水銀含有再生資源の管理に関する報告を行なった事業所は全国で240事業所でした。

当社では水銀分析をはじめとした、上水・環境水・排水の分析に対応しています。お気軽にお問い合わせください。

資料 [2021年3月30日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 櫻内大介

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 東京湾環境一斉調査 結果概要について\(2020年度\)](#)
- [2. 産業廃棄物の排出及び処理状況等\(2018年度実績\)について](#)



当社では毎月メールマガジンを配信しております！

情報はよく目にするが情報量が多い。情報はあるけれど理解しづらい文章が多い。そのようなお悩みを解決すべく、なるべくわかりやすい文章で、最新情報や時期的に必要なと思われる情報をメールマガジンにてお届けしています。ご了承いただければ配信致します。

お問い合わせはこちら

